

京都市告示第 393 号

京都市駐車場条例施行規則第 3 条ただし書の規定に基づき,京都市山科駅前駐車場の入退場時間を次のとおり臨時に変更します。

平成 22 年 1 月 7 日

京都市長 門川 大作

| 期間               | 入退場時間 |                        |
|------------------|-------|------------------------|
| 平成 22 年 1 月 20 日 | 変更後   | 午前 5 時から午後 11 時まで      |
|                  | 現行    | 午前 5 時から翌午前 0 時 30 分まで |
| 平成 22 年 1 月 21 日 | 変更後   | 午前 6 時から翌午前 0 時 30 分まで |
|                  | 現行    | 午前 5 時から翌午前 0 時 30 分まで |

(建設局都市整備部市街地整備課)